大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により意見を述べようとするものは、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに鹿児島県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、「(1)氏名及び住所（団体にあっては名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）（2）大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載すること。

令和８年11月２日

鹿児島県知事　　塩田 康一

１　届出年月日

令和８年10月26日

２　大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー浦上店

奄美市名瀬大字浦上1133番４　外12筆

３　変更年月日

令和８年６月23日

４　縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部商工政策課、大島支庁総務企画課

５　縦覧期間

令和８年11月２日から 令和９年３月２日

６　届出の概要

別紙届出書のとおり